

「20歳」になったら国民年金

20歳になったら、学生・就職していない方・農林漁業者・自営業者の方等は、国民年金（第1号被保険者）への加入が義務づけられています。

国民年金制度に加入して保険料を納めることで、老後、病気・ケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

国民年金保険料が納められないときは、未納のまま放置せず、下記の制度に該当するか、確認をお願いします。

- ◎ 前年所得が基準以下の学生 →→→ 学生納付特例制度
- ◎ 失業等により収入が減少した方 → 免除・納付猶予制度

日本年金機構では、年金制度をわかりやすく解説した動画を公開していますので、右のQRコードから、ご覧ください。



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hatachi.html>



【連絡先】 西原町役場 総務部 町民課 住民年金係
☎ 098-945-5012